

健康保険等の加入を確認できる資料((1)及び(2)のそれぞれを添付してください。)

(1)健康保険、厚生年金保険は、以下のいずれか1点を確認します。

- ・申請時直前の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」
- ・標準報酬決定通知書
- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知
- ・新規適用届
(ただし事業開始間もないため上記資料が提示できない場合に限る)

(2)雇用保険は、以下のどちらかを確認します。※労災保険ではないので注意してください。

- ・申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「納入通知書」のどちらか1点、及び保険料の「領収済通知書」又は「口座振替結果のハガキ」のどちらか1点
- ・雇用保険適用事業所設置届
(ただし、事業開始間もないため上記資料が提示できない場合に限る)

工事経歴書の実績を確認できる資料

請負実績がある業種ごとに、いずれか1件の請負工事について、以下のいずれか1点を確認します。

- ・請負契約書
- ・注文書又は請書
- ・請負代金の請求書

(例)塗装工事と造園工事の両方に実績がある場合、業種ごとに1件ずつ、計2件の工事について必要
※許可の新規申請、業種追加申請で申請業種の工事実績がある場合は必須

営業所技術者等の実務経験を証する資料

申請者での実務経験の場合、実務経験期間の直近5年分(必要な実務経験年数が5年以下の場合は、その年数分)の各暦年で請け負った主たる工事1件(実務経験証明書に具体的工事名が記載されているものに限る)について、以下のいずれか1点を確認します。

- ・請負契約書
 - ・注文書又は請書
 - ・請負代金の請求書
 - ・工事台帳
- 1件/年 × 5年 = 5件分必要

営業所技術者等の常勤性を確認する資料

営業所技術者等ごとに、以下のいずれか1点を確認します。

- ・健康保険証(事業所名が確認できるもの。国民健康保険、後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証不可)
- ・当該営業所における直近3カ月分の出勤簿
- ・辞令書等、当該営業所に勤務していることがわかるもの
- ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)又は雇用保険被保険者証(営業所技術者等の氏名が記載されているもの)
- ・営業所技術者等が70歳以上の場合
 - ・厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ
 - ・厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届
 - ・住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)
- ・個人事業主の場合
 - ・直近の確定申告書第一表及び第二表(屋号が確認できるもの)
(電子申告の場合は税務署の受信通知が必要)
 - ・直近の所得税青色申告決算書(屋号が確認できるもの)
- ・個人事業主に同居親族の場合
 - ・事業主の直近の確定申告書(事業専従者として申告されているもの)
 - ・青色事業専従者給与に関する変更届出書
- ・採用間もなく健康保険証等が提出できない場合
 - ・被保険者資格取得届を提出いただき、後日上記の資料を提出してください。
- ・国民健康保険組合の被保険者である場合(※市町村の国民健康保険ではありません)
 - ・健康保険組合が発行する「健康保険被保険者資格加入証明書」
(事業所名、所在地、該当者の氏名、資格取得年月日が確認できるもの)
- ・所属企業の雇用証明書の写し
- ・監理技術者資格者証の写し(事業所名が確認できるもの)

確認資料一覧表【令和7年4月1日以降申請用】

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の経験を確認する資料

経營業務の管理責任者として経營業務を管理した経験は、以下の資料を確認します。(1つの資料で確認できない場合、複数の資料を提出いただくこともあります。)

- ・5年以上の役員就任が確認できる登記事項証明書(被証明者に役員の経験がある場合)
- ・確定申告書(被証明者に個人事業主の経験がある場合)
- ・工事請負契約書等の建設工事の受注を確認できる書類(無許可業者での経験の場合、上記の登記事項証明書又は確定申告書に加え、1年に1件ずつ、計5年分を確認します。)

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)に準ずる地位、又は常勤役員等を補佐する業務に従事した経験を確認する資料

経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者であることについて、以下の資料を確認します。(1つの資料で確認できない場合、複数の資料を提出いただくこともあります。)

- ・経營業務の管理責任者に準ずる地位にあったことを確認できる組織図やこれに準ずるもの
- ・事務分掌規程
- ・人事発令書、辞令書、これらに準ずるもの
- ・過去の稟議書等、被証明者が意思決定に関与していたことを証するもの
- ・取締役会の議事録
- ・確定申告書(事業専従者に被証明者の氏名が記載されているもの。個人事業主のみ)

常勤役員等(経營業務の管理責任者)の常勤性を確認する資料

常勤役員等(経營業務の管理責任者)の常勤性について、以下のいずれか1点を確認します。

- ・健康保険証(事業所名が確認できるもの。国民健康保険、後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証不可)
- ・当該営業所における直近3カ月分の出勤簿
- ・辞令書等、当該営業所に勤務していることがわかるもの
- ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)又は雇用保険被保険者証(対象者の氏名が記載されているもの)
- ・常勤役員等が70歳以上の場合
 - ・厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ
 - ・厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届
 - ・住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)
- ・個人事業主の場合
 - ・直近の確定申告書第一表及び第二表
(電子申告の場合は税務署の受信通知が必要)
 - ・直近の所得税青色申告決算書
- ・国民健康保険組合の被保険者である場合(※市町村の国民健康保険ではありません)
 - ・健康保険組合が発行する「健康保険被保険者資格加入証明書」
(事業所名、所在地、該当者の氏名、資格取得年月日が確認できるもの)
- ・監理技術者資格者証の写し(事業所名が確認できるもの)

※常勤役員等を直接に補佐する者についても、上記同様の資料で確認します。

主たる・従たる営業所の実態を確認する資料(建物の所有)

(1) 自社所有の場合、以下のいずれか1点を確認します。

- ・当該営業所建物に係る不動産登記簿謄本
- ・当該営業所建物に係る資産評価額証明書

(2) 賃貸の場合、以下のいずれか1点を確認します。

- ・当該営業所建物に係る賃貸借契約書
※法人の代表取締役の住宅や、個人事業主の親族の住宅等、申請者自身の建物でない場合、所有者と申請者との間の賃貸借契約書または使用貸借契約書が必要です。
- ・公共料金の領収書(賃貸借契約書がない場合。所在地及び申請者名の両方が確認できるもの)

主たる・従たる営業所の実態を確認する資料(営業所の写真)

以下に記載の写真すべてを確認します。できる限り1枚の用紙にまとめて提出してください。

- ・営業所の看板を含め、建物の全景を撮影したもの
個人事業主にあっても商号(屋号)を掲げているところを撮影したものがが必要です。
- ・執務室内を撮影したもの
- ・周辺状況も含め、標識(法第40条)の設置場所が確認できるよう撮影したもの
- ・記載内容が判読できるように標識をアップで撮影したもの
- ・営業所名が表示された入口等を撮影したもの
- ・フロア案内を撮影したもの(ビル内に営業所を設けている場合に限る)

※確認資料一覧表に記載の資料が用意できない場合、個別にご相談ください。

※上記資料で確認ができない場合、申請内容に疑義がある場合等は、追加で書類提出を求められることがあります。